

# 公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会は、定款第4条の規定に基づき、本県スポーツ発展のため功績のあったものに対して次の表彰を行う。

1 体育功労章

永年にわたり、本県のスポーツの発展のために尽瘁し功績のあった者。

2 優秀指導者賞

長期にわたり、選手の育成強化又はスポーツの普及指導に優秀な成績をあげ、本県スポーツの発展のため顕著な功績のあった者。

3 スポーツ賞

当該年度の全国大会等において、上位に入賞した選手又はチーム。

4 スポーツ敢闘賞

当該年度の全国大会等において、入賞し敢闘した選手又はチーム。

5 スポーツ奨励賞

当該年度の職域又は特別の出場制限を設けた全国大会等において、上位に入賞した選手又はチーム。ただし、小学生にあっては大会規定に定める入賞とする。

6 優良団体賞

継続的に活動し、優れた実績を挙げて本県スポーツの振興に多大の貢献をしたと認められる団体等。

7 特別賞

- (1) オリンピック大会に出場した選手並びに国際大会で優秀な成績をあげた選手。(鳥取県スポーツ最高栄冠賞、鳥取県民栄誉賞、鳥取県スポーツ顕彰の受賞対象に該当する者を除く。)
- (2) 本県で開催された全国規模のスポーツ大会等において顕著な功績をした者。
- (3) 本県スポーツの充実、発展に著しく貢献し、他の模範となった者。

8 特別優秀指導者賞

優秀指導者賞を受賞したもので、その後、更に選手育成強化又はスポーツの普及指導に優秀な成績をあげ、本県のスポーツの発展に顕著な功績のあった者。

第2条 この規程により表彰するときは、表彰状及び記念品を贈る。

第3条 体育功労章、優秀指導者賞は、それぞれ重ねて表彰しない。

第4条 表彰は、原則として加盟団体の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。表彰の時期及び方法については選考委員会において決定する。ただし、第1条第1項第7号(1)に規定する者についてはこの限りでない。

第5条 選考委員会は、会長、副会長、専務理事、事務局長のほか、次の加盟団体により構成する。

- (1) 郡市代表 5名
- (2) 高等学校体育連盟代表 1名
- (3) 中学校体育連盟代表 1名
- (4) 学識経験者 若干名

## 第6条 感謝状

本県スポーツ協会の発展とスポーツ振興に顕著な功績のあった者に対し感謝状と記念品を贈り感謝の意を表する。

2 感謝状及び記念品の贈呈は、理事会の決定による。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、公益財団法人鳥取県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年2月8日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年1月24日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年7月23日から施行する。

## 公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程 内規

### (目 的)

第1条 この内規は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (体育功労章)

第2条 体育功労章の表彰基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として10年以上にわたり、地域スポーツの普及振興に著しく貢献のあった者を含むものとする。
- (2) 原則として55歳以上を対象とする。
- (3) 推薦人員は、1団体1名とする。
- (4) 候補者は、原則として郡市及び競技団体等における功労の受賞歴があること。
- (5) 故人の場合は、没後1年以内であること。
- (6) 功績が充職によると認められる者は、対象としない。
- (7) 現に学校職員である者は、学校教育以外の分野における功績が著しい者に限り、退職年次に対象とする。

### (優秀指導者賞)

第3条 優秀指導者賞の表彰基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として5年以上にわたり、監督として選手の育成強化に努力し優秀な成績をあげた者
- (2) 原則として10年以上にわたり、職域地域において、スポーツの普及指導に著しく貢献した者
- (3) 推薦人員は、1団体1名とする。
- (4) 故人の場合は、没後1年以内であること。
- (5) 現に学校職員にある者は、学校教育指導全般において優れていると認められる者であること。

### (スポーツ賞及びスポーツ敢闘賞)

第4条 スポーツ賞及びスポーツ敢闘賞に該当する大会は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、成年の場合は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）又は協会の加盟団体を母体として出場したものに限る。

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 各競技団体主催の全日本選手権大会
- (3) 全日本学生選手権大会
- (4) 全日本実業団選手権大会

(5) 全国高等学校総合体育大会

(6) 全国中学校選抜大会

(7) その他第1号から第6号に掲げる大会以上の大会

2 規程第1条第3号に規定する上位とは、3位以内の入賞とする。

3 規程第1条第4号に規定する入賞とは、4位からその大会規定に定める入賞とする。  
ただし、入賞に関する規定が明記されていない大会にあつては、8位までを入賞として扱う。

(スポーツ奨励賞)

第5条 スポーツ奨励賞に該当する大会は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全国高等専門学校大会

(2) 全国高校定時制・通信制総合体育大会

(3) 全国職域大会

(4) その他第1号から第3号に掲げる大会以上の大会 ただし、ねりんピック等の生涯スポーツを目的とした競技性の高くない大会を除く。

2 規程第1条第5号本文に規定する上位とは、3位以内の入賞とする。

3 規程第1条第5号ただし書きに規定する大会規定に定める入賞については、入賞に関する規定が明記されていない大会にあつては、8位までを入賞として扱う。

(チーム入賞の人数)

第6条 前2条におけるチーム入賞の人数は、その大会規定によるエントリー人数とする。

(推薦対象)

第7条 第2条から第5条の推薦の対象は、協会加盟競技団体に所属しているものとする。

(優良団体賞)

第8条 規程第1条第6号に規定する継続的とは、概ね10年以上とする。

2 規程第1条第6号に規定する優れた実績とは、活動がその地域又は職場等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の範に足ると認められるもの又は、長年にわたり本県スポーツの振興に多大な貢献をしたと認められるものとする。

3 規程第1条第6号に規定する団体等とは、地域及び職域等のスポーツクラブ、学校、大学の運動競技部、実業団等とする。

4 同一団体に対する表彰は、原則として10年間に行わないものとする。

(特別賞)

第9条 規程第1条第7号(1)に規定する国際大会とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アジア大会

(2) ユニバーシアード大会

(3) 各競技別世界選手権大会等(1年若しくは複数年に1回の大会を開催して優勝者を決定する大会、又は年に数試合開催しそれぞれの順位をポイントに換算して総合得点で年間優勝者を決定するワールドツアー形式の大会をいう。)

2 前項に規定する特別賞の対象は、本県在住又は本県出身等本県にゆかりのある者とする。

3 規程第1条第7号(1)に規定する優秀な成績とは、大会規定に定める入賞とする。

(選考委員)

第10条 選考委員は、理事会の承認を得て選任し、その任期は2年とする。

2 選考委員の郡市代表5名の内訳は、東部2名、中部1名及び西部2名とする。

(感謝状)

第11条 感謝状の贈呈先は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本会の発展に寄与した者

ア 会長・副会長・専務理事 6年

イ 理事・評議員 10年(通算)

ウ 加盟団体の会長 10年

(2) 全国大会において上位に入賞したチーム又は選手を育成した企業等

2 前項第1号に規定する者に対する感謝状は、その職を退任する際に贈呈する。

附 則

この内規は、公益財団法人鳥取県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この内規は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和４年１０月７日から施行する。

附 則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。